

原子力規制委員会
第3期中期目標

令和7年2月制定
原子力規制委員会

前文

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓と反省を踏まえ、真の安全文化の確立を目指し設置された組織である。

原子力規制委員会では、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」及び「核セキュリティ文化に関する行動指針」（以下、「組織理念等」という。）を策定し、組織運営の方針と位置づけ、一定期間ごとに組織理念等についての具体的な組織運営の方向性を中期目標として定めている。

原子力規制委員会は、平成 24 年 9 月の発足後、新規制基準及び東京電力福島第一原子力発電所に対する措置を講ずべき事項並びに原子力災害対策指針を速やかに策定し、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた原子力規制・原子力防災の枠組みを整備したほか、独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）の統合、内閣府原子力防災担当の設置により現在まで至る組織の枠組みを確立した。また、平成 26 年 9 月に原子力規制委員会マネジメント規程を制定し、平成 27 年度から本格的な運用を開始するなど、組織運営の基礎を整備した。

平成 27 年 4 月から令和 2 年 3 月の第 1 期中期目標期間においては、新規制基準への適合性審査を軌道に乗せたほか、これまでの取組に対する総合規制評価サービス（IRRS）や国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションといった国際的なレビューなども踏まえ、原子力規制検査制度の抜本改正や特定放射性同位元素に対する防護措置（セキュリティ対策）に係る規制の導入など規制制度の改革に取り組んだ。

令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月の第 2 期中期目標期間においては、新たな原子力規制検査制度を個別事案への対応を含め定着させるとともに、中深度処分などバックエンドに係る基準の整備、ALPS¹処理水の海洋放出に係る規制、実用発電用原子炉の運転期間の見直しに伴う長期施設管理計画の認可制度の導入を行い、また IRRS 及び IPPAS の勧告等を踏まえた規制制度の改善を行った。

令和 7 年 4 月からの第 3 期中期目標期間においては、これまでに作り上げてきた原子力規制の着実な実施と継続的な改善の歩みを止めず、さらに、社会情勢の変化を見越した様々な課題に中長期的な視点から対応できるような、持続可能な組織へと成長を遂げる必要がある。

このような背景を踏まえ、第 3 期中期目標は、以下の問題意識を踏まえて策定している。

- ・原子力規制委員会は、その設立の経緯を踏まえ、発足より 12 年間にわたって続

¹ Advanced Liquid Processing System

けてきた安全追求への取組姿勢を今後とも揺らがせてはならない。

- ・安全を追求し続けるため、規制の継続的な改善を進めるとともに、安全確保の一義的な責任が原子力事業者にあることを認識し、安全性向上に向けた原子力事業者による主体的な取組をより一層引き出すよう取り組む。
- ・一方で、今後 10 年間程度を見据えた原子力規制委員会を取り巻く以下のような環境の変化を認識し、対応しなければならない。
- ・我が国の原子力利用の動向を踏まえれば、審査・検査を始めとする既存業務の業務量が一定の水準で推移することが見込まれる中で、事業者の取組次第ではあるが、建替原子炉や保障措置業務の増大など新たな規制ニーズへの対応が必要となることが想定される。
- ・国全体として人口減少社会への移行が見込まれる中で、これらに対応していくためには、必要な能力を有した職員の採用、育成及び職員一人ひとりの能力の向上が大きな課題となる。また、東京電力福島第一原子力発電所事故から 14 年が過ぎ、当時の経験を有する者が現役を退いていく中で、経験者の意識や使命感を次世代に引き継いでいくことも課題として捉えていく必要がある。
- ・上記を踏まえ、中長期的に、確かな規制の実施を持続可能な規制組織であるためには、個々の業務の効率化や省力化はもちろんのこと、安全上重要な分野に規制資源を重点的に投入できるよう、規制制度及びその運用を効果的かつ効率的なものへと改善していくことが求められる。それと同時に、職員一人ひとりが使命感を持ち続け、持続的に働くことができるよう、原子力規制委員会が職員にとって魅力ある職場となるよう不断の努力が必要となる。

第 3 期中期目標は、上記のような問題意識も踏まえ、原子力規制庁職員（原子力安全人材育成センター職員を含む。以下同じ。）からの意見聴取や原子力規制委員会委員長及び委員と職員との対話機会などを設け、職員の声を聴きながら、原子力規制委員会における累次の議論を重ねて策定したものである。

第 3 期中期目標の達成を目指すことで、原子力規制委員会は厳正かつ適切な原子力規制を継続し、さらに持続可能な組織作りを行い、将来にわたって原子力規制委員会の使命を果たし続けていく。

第1 中期目標期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間とする。

第2 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

第3 成果目標及び施策目標

組織目標の実現に向けて、原子力規制委員会設置法に規定された任務及び所掌事務を以下の5つの項目に整理した上で、それぞれに成果目標及び施策目標を設定した。

- I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
- II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
- III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
- IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
- V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

成果目標は、組織目標の実現及びマネジメント方針の実践に向けて、中期目標期間中に達成することを目指す目標として、それぞれの項目に応じて、原子力規制委員会の行動の状況や、施策を講じた結果として達成しようとする状況を示したものであり、以下、各項目ごとに（1）、（2）…の順に記載している。

施策目標は、成果目標の実現に向けて、実施することを目指す取組の方向性や内容を示したものである。

I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

- （1）東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の伝承等を通じ、組織理念、原子力安全文化に関する宣言、核セキュリティ文化に関する行動指針に対する職員の理解を深め、活動原則等にのっとり業務を遂行する。

（施策目標）

- ・事故対応の経験者による研修や様々な階層におけるコミュニケーション等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。
- ・組織理念等が職員一人ひとりの働き方や振る舞いに浸透・定着するよう、組織の各階層の主体性を引き出しつつ、学習機会やコミュニケーション機会の定期的な設定、理解のための資料等の継続的な拡充・見直しなど、原子力安全文化や核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を行う。

- ・組織を構成する各部署・各職員の取組や考え等について組織内部で柔軟にコミュニケーションができる環境を整備し、運用する。
- ・組織全体の原子力安全文化や核セキュリティ文化について、適切な評価手法をもって定期的に評価を実施する。

(2) 原子力規制委員会マネジメントシステムに基づく組織の運営管理の下で、行政機関としての役割を法令等に基づき着実に実施するとともに、組織内部の知見等も活用しながら、業務をその存廃を含めて継続的に改善する。

(施策目標)

- ・原子力規制委員会マネジメントシステムに対する組織全体の理解を深め、業務のプロセス管理や業務計画の策定・評価改善等の実効性を向上させながら、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価プロセスと一体で原子力規制委員会のマネジメントシステムを着実に運用する。
- ・マネジメントレビューにおける評価等を踏まえ、中期目標の進捗の評価、無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスを特定し効率化・廃止するための仕組みや職員の気付き事項を広範に収集し適切に業務改善に反映するための仕組みを創設するなど、マネジメントシステムそのものを継続的に改善する。
- ・公文書管理、情報公開、個人情報保護、会計手続、国立研究開発法人の業績評価や国家資格試験の実施等の法令等に基づいて実施すべき業務を着実に実施するとともに、規程やマニュアル類の見直しや情報システムの活用等の内部支援の拡充等により、業務プロセスの継続的な改善を進める。
- ・所管する法令類の適切な整備、法曹有資格者等による法令相談の活用等を通じて、適正に業務を遂行する。
- ・訟務案件（訴訟事務や不服申立て事務）について、関係機関や関係部署と連携しつつ、適切に対応する。

(3) 科学的・技術的見地に基づき意思決定を行い、原子力規制委員会の独立性・中立性を堅持する。

(施策目標)

- ・最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。
- ・被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」、「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」等の独立性・中立性を担保する規程類の順守を徹底する。

(4) 意思決定のプロセスを含めた原子力規制に係る情報の公開を徹底し、透明性を確保する。

(施策目標)

- ・「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等の透明性を担保する規程類を遵守し、原子力規制委員会の意思決定プロセスや、被規制者や原子力利用を推進する行政組織との面談概要などの規制に関わる情報について、ホームページへの掲載等による適時・適切な公開を徹底する。その際、英語での情報発信の充実に取り組む。

(5) 積極的な分かりやすい情報発信や直接の対話などによる双方向でのコミュニケーションに戦略的に取り組み、原子力規制委員会に対する社会的な理解及び信頼を醸成する。

(施策目標)

- ・科学的根拠に基づく原子力規制委員会の議論の内容や意思決定の経緯等の理解に資するよう、分かりやすく、受け手に伝わるコンテンツを作成する。
- ・ホームページにおける情報の整理や検索性の向上、SNS²の活用など、ツールの特徴を踏まえた情報発信手段の改善を行う。
- ・地方自治体からの要請等を踏まえた規制判断についての分かりやすい説明を引き続き実施するとともに、双方向性を意識した対話に係る仕組み作りをより一層進めるなど、原子力規制委員会として主体的なコミュニケーションに戦略的に取り組む。

(6) 外部からの指摘やステークホルダーの声などを真摯に受け止めるとともに、事業者や学協会等と積極的かつ適切に意見交換を行い、原子力規制委員会の組織運営や規制の継続的な改善に活用する。

(施策目標)

- ・IRRSやIPPAS等の国際的なレビューや国際アドバイザーとの意見交換等から得られた気付き等を踏まえ、規制制度や運用の改善に取り組む。
- ・CEO³やCNO⁴との意見交換など事業者や産業界等との対話や意見交換を継続的に行い、安全性向上につながる共通理解の醸成を図る。
- ・学会等との意見交換や学協会活動への積極的な参加に努め、原子力規制委員会における研究活動への反映や規制の改善に役立つ情報の取得に努める。
- ・外部から得た新たな知見や社会経済環境の変化を捉えた長期的な視野から原子力規制に関わる課題の調査研究に取り組む。

(7) 新たな中長期の人事戦略を立案し、政策課題の解決と規制実務の運用ができる人材を継続的に確保し、組織目標を実現できる体制を維持する。

(施策目標)

- ・原子力規制委員会を取り巻く状況等を踏まえ、中長期的な視点から各職種の特

² Social Networking Service

³ Chief Executive Officer

⁴ Chief Nuclear Officer

性や各部署の状況等を踏まえた新たな人事戦略を作成する。

- ・原子力規制を志す者を増やすため、原子力規制に関連する分野の学生を対象にした人材育成の取組を行う。
- ・中長期的な人事戦略を踏まえ、新卒者及び経験者を計画的に採用する。
- ・各職員が国際機関への派遣や出向等に視野を広げることも含めて、その能力が中長期的に最大限発揮されるキャリアパスを意識しつつ、組織目標実現に向けて必要な部署に職員を配置する。
- ・原子力技術、放射線や業務分野ごとの専門知識、行政実務能力や国際性の向上に必要な資格制度や研修の運用・改善、学習環境の整備により職員を育成し、その力量を管理するほか、業務遂行に必要となる知識の管理を継続的に実施し、技術伝承を促進する。
- ・職員が原子力規制庁職員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念することを継続的に確保するため、職員の指導・監督を厳正に行う。

- (8) 多様な経験や属性等を有する職員一人ひとりが、業務の特性等に応じて効率的に業務を遂行できる、置かれた状況に応じた柔軟な働き方を選択できるなど、それぞれのパフォーマンスを遺憾なく発揮できるような職場環境を充実・整備する。

(施策目標)

- ・子育てや介護など職員それぞれの人生のステージなどに応じた柔軟な働き方を選択できるよう、テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を推進すると同時に、これらを利用しながら効果的かつ効率的に業務が行えるようにする。
- ・多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出のため、職員の相談対応、ハラスメントの防止、相互理解の醸成等に取り組む。
- ・職員の働きやすさを追求し、フリーアドレスやグループアドレスの導入、業務の性質に応じた業務スペースの拡充と必要な什器の整備等を行うほか、庁舎移転に際してもそれが維持・向上できるような庁舎環境の構築に努める。

- (9) 膨大な情報の検索性の向上、会合の議事概要作成等の定型業務処理の自動化などにより、勤務場所を問わず、また効率的に業務遂行できる環境を整備する。

(施策目標)

- ・業務で利用するシステムの共通化及び多様な働き方に応じた機器整備を通じて、現状のみならず将来的な業務効率化を想定した、情報システムの管理を実施する。
- ・システムの多様化等に対応したサイバーセキュリティ対策の強化を継続的に検

討し、遺漏なく適用する。

- ・情報の効率的な利活用の一層の推進に向け、行政文書の電子化や電子申請手続の推進等による行政文書の電子管理を進める。
- ・業務効率の向上を目指し、整備されたルールに基づく RPA⁵及び AI⁶の利活用を進めるほか、勤務場所を問わずに業務遂行できる環境の整備も視野に入れつつ、コミュニケーションツールの効果的な活用を推進する。

(10) 組織目標を実現できるよう、戦略的な予算要求及び適正な予算執行を行う。

(施策目標)

- ・原子力規制委員会の施策を効果的に実施できるよう最適な資源配分を踏まえた予算要求を行う。
- ・会計法令及び関係規程類にのっとり、予算の効果的かつ効率的な執行を行う。

(11) 国際機関の活動への積極的な参画や多国間・二国間協力の推進により、日本の知見や経験を他国と共有することで、国際的な原子力安全の向上等に寄与する。

(施策目標)

- ・国際的な原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献するとともに、我が国の取組についての積極的な情報発信、職員の派遣等を行うなど、国際機関や条約の枠組みにおける議論や活動へ参画する。
- ・国際的な関係の構築・維持や円滑な情報共有のため、多国間・二国間における協力に取り組む。

II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づく規制を厳正かつ適切に実施することで、安全上重大な事象を発生させない。

(施策目標)

- ・原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づき、現場の実態を踏まえつつ、法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。
- ・施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。
- ・いわゆる湧き出しへの対応など、管理下でない放射性物質の安全確保に適切に取り組む。

(2) 審査・検査の実績や安全研究の成果、収集した国内外の最新知見等を精査

⁵ Robotic Process Automation

⁶ Artificial Intelligence

し、規制に反映することで、規制の継続的な改善を進める。

(施策目標)

- ・技術情報検討会の開催等により国内外の事故・トラブル情報や最新の科学的・技術的知見を収集し、安全上の重要度に応じた適切なバックフィットの適用等を含め、規制の改善等を円滑かつ適時的確に行う。
- ・規制の運用から得られた経験・課題や国内外における規制制度等の調査・分析を踏まえ、規制基準等の明確化や既存の検査制度の改善など、規制の改善を図る。
- ・審査・検査におけるリスク情報の活用手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。
- ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催し、調査審議事項の助言を得る。

(3) リスク情報の活用等により、安全上の重要度に応じた効果的かつ効率的な規制活動が実施できるよう、制度・運用の改善を進める。

(施策目標)

- ・リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度及び規制活動となるよう継続的な改善を進める。
- ・安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけの検討を含め、安全上の重要性を適切に考慮した規制に向けた継続的改善や、検査等を踏まえた事業者の自主的改善能力に応じた対応を検討する。
- ・廃止措置等施設の状況に応じたグレーデッドアプローチを適用した審査・検査を検討する。
- ・リスク情報活用に関する職員の理解促進に向けた研修などに取り組む。

(4) 建替原子炉や地層処分等の新たな規制ニーズに対応できるよう、事業者の取組状況や国内外の最新知見を踏まえ、必要な規制の検討、整備を進める。

(施策目標)

- ・建替原子炉等の新たな規制ニーズに対応するため、事業者の取組状況や国内外の新たな動向を的確に捉え、規制基準等の検討・整備を進める。
- ・地層処分に係る規制に関して、閣議決定（特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針）等を踏まえ、安全研究の推進など必要な対応を進める。
- ・60年超の運転を前提とした長期施設管理計画の申請に備え、国内外の最新知見を収集し、必要に応じ規制基準等の見直しを検討する。
- ・AI、AMT⁷等の新たな技術の開発動向について、国内外の調査を行い、規制へ

⁷ Advanced Manufacturing Technology（先端製造技術）

の取り入れについてその要否も含め必要な検討を進める。

- ・核融合や医療分野の放射性同位元素に係る研究開発など、放射線障害の防止に係る規制に関連し得る動きについて、関係省庁の利用等に向けた検討状況等を踏まえ、必要に応じて今後の規制における対応を検討する。

- (5) 外部の技術支援機関（TSO）や大学等による支援の強化やこれらの機関を始めとした外部組織との連携を含めた研究環境の整備・研究体制の強化により、技術基盤の維持・向上を図りつつ安全研究等を推進し、規制課題を解決するために必要な知見の創出や提供を行う。

(施策目標)

- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」（規制上の課題）を踏まえた安全研究を着実に行う。また、国際共同研究を積極的に活用する。
- ・新たな技術の開発動向等を注視しつつ、将来の安全研究につながる調査・研究を実施する。
- ・安全研究や審査支援を通じて得られた規制の改善に資する知見等を取りまとめた上で関係部署に提案する。
- ・外部 TSO である JAEA⁸・QST⁹や大学等の外部支援が期待できる機関における技術基盤の強化を図るとともに、人材交流を含め相互の意思疎通や一層の連携強化を図る。
- ・研究に係る事業者との意見交換を実施し、原子力安全に関する共通の研究課題に協働で取り組む。

Ⅲ. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

- (1) 国内外の技術と知見を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制制度とその運用を改善し、関係機関との連携を強化することで、セキュリティの観点から国内で重大な事象を発生させない。

(施策目標)

- ・核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る審査や検査を、現場の実態を踏まえつつ厳正かつ適切に実施する。
- ・国際原子力機関（IAEA）の国際基準、IPPAS ミッションの勧告・助言、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制をより実効的なものに改善する。
- ・核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る本庁及び原子力規制事務所の人員の充実・強化、業務支援システムの整備に継続的に取り組む。
- ・近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威を関係省庁と連携して検討し、その結果を核物質防護に係る規制に反映させる。

⁸ Japan Atomic Energy Agency（日本原子力研究開発機構）

⁹ National Institutes for Quantum Science and Technology（量子科学技術研究開発機構）

- ・核物質防護に関わる省庁との連携を強化しながら、様々な脅威・シナリオを想定した訓練を実施し、事案対処能力の向上を図る。

(2) 保障措置活動の大幅な増大に対応するため、国内の保障措置体制を強化し、国内の核物質が核兵器等へ転用されていないことを国内外へ示すことで原子力の平和利用に貢献する。

(施策目標)

- ・保障措置拡大結論を毎年継続的に維持し、国内の核物質が核兵器へ転用されていないことを確保するため、日々の保障措置検査等の検認活動や、IAEA との協議等に対処する。
- ・日本原燃六ヶ所再処理施設及び大型 MOX¹⁰燃料加工施設のしゅん工が予定され保障措置活動や IAEA との技術的協議の大幅な増加が見込まれていることも踏まえ、こうした保障措置活動に対処するために体制を拡充する。
- ・国内における保障措置の着実な実施のため、指定機関が行う検査、分析及び情報処理等の業務運営に係る適切な指導・監督を行い連携を強化するとともに、指定機関制度のあり方を含め、我が国の保障措置活動の体制の強化について検討する。

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置 (3S) のインターフェイスにおける取組を適切に実施するとともに、継続的に改善することで、3S 間の相互影響等に適切に対処する。

(施策目標)

- ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る原子力規制庁内の情報の共有や調整に係るルールを着実に運用するとともに継続的に改善する。
- ・セキュリティバイデザインや NMAC¹¹の観点から、核セキュリティと原子力安全及び保障措置との更なる連携のあり方について検討を進める。

IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制を厳正かつ適切に実施することにより、安全及びセキュリティの観点から重大な事象を発生させない。また、規制手法の継続的な改善に取り組むとともに、同発電所のリスクの所在を把握した上で、東京電力が安全を確保しつつ着実に廃炉を進めるよう指導する。

(施策目標)

- ・東京電力福島第一原子力発電所の実施計画に係る審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。

¹⁰ Mixed OXide

¹¹ Nuclear Material Accounting and Control

- ・審査・検査の運用実績を踏まえ、施設状況の変化やリスクに応じたグレーデッドアプローチの考え方をより一層反映して審査・検査の制度を改善していく。
- ・特定原子力施設監視・評価検討会等により、廃炉作業の進捗及びリスク低減状況を監視するとともに、中期的リスクの低減目標マップに記載の目標達成状況を定期的にフォローし、リスクの高止まりが懸念される場合など必要に応じて東京電力に対し指導を行う。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査分析を進め、得られた知見を国内外に発信するとともに、必要に応じて規制に反映する。

(施策目標)

- ・国内外の外部専門家を活用した東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析を継続し、必要に応じて得られた知見を規制に反映する。
- ・国際会議への参加等を通じて、事故調査・分析で得られた知見を国内のみならず海外へ発信する。

(3) 福島県を中心とするモニタリングを確実に実施し、国内外に分かりやすく情報発信する。

(施策目標)

- ・福島県を中心とする陸域及び海域において、これまでの放射線モニタリング結果を踏まえた最適なモニタリング体制を構築するとともに、モニタリングデータの科学的評価も含め、総合モニタリング計画に基づく放射線モニタリングを着実に実施する。
- ・IAEA 及び関係省庁と連携し、福島県を中心とするモニタリングに関する状況を国内外に的確に発信する。

V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(1) 国際放射線防護委員会（ICRP）等からの最新の知見の取り入れについて、放射線審議会における審議を着実に進め、必要に応じてその内容が関係法令等に反映されるようにする。

(施策目標)

- ・放射線障害防止に関する技術基準の斉一化を図るため、放射線審議会を着実に運営するとともに、放射線審議会において、自然起源放射性物質（NORM）に対する放射線防護の考え方、内部・外部被ばくに関する実効線量係数等の見直しを行うなど、ICRP2007 年勧告・IAEA の文書等の国内外の新たな知見等を踏まえた報告書、技術指針等の策定・更新を進める。

(2) 原子力規制委員会の危機管理体制について即応性を維持するとともに、緊急時対応能力の継続的維持・向上を図り、原子力施設等において事故・トラブル

ルが発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。また、原子力事業者の危機管理体制の強化を促すとともに、原子力災害医療体制の充実・強化を図る。

(施策目標)

- ・原子力施設等における事故・トラブルや立地地域での大規模自然災害、原子力艦に係るモニタリングにおける異常値の検出等が発生した場合には、迅速かつ的確な初動対応を確実に実施する。
- ・地震等との複合災害、シビアアクシデント、複数施設同時発災、輸送時の事故など多様な原子力災害を想定した各種教育・訓練を通じ、緊急時対応要員の能力の維持・向上を図る。
- ・訓練や実働経験を踏まえた対応手順、要領等の継続的改善を図り、その結果に関連するマニュアル等に反映させる。
- ・放射性同位元素等に係る事故に対応する関係省庁との連携や関連する人材等の確保等に係る取組を行う。
- ・緊急時対応で活用する情報システムの維持管理を行い、緊急時対応等の活動の際に、迅速かつ的確に情報収集・共有できる環境を提供する。
- ・原子力災害時に発生する多様な医療ニーズに対応するため、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員、原子力災害医療派遣チーム、線量評価等を行う専門人材等の確保を行う。
- ・原子力事業者の防災体制の構築や緊急事態対応能力向上を目的とした訓練の実施のために原子力事業者へ適切な助言・指導等を行う。

(3) 原子力災害対策指針の継続的な見直しに取り組む。

(施策目標)

- ・防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、緊急時モニタリングや防護措置全般について事故時に十分機能させるための課題を洗い出し、指針に定められた防護措置の運用等の具体化を図るなど、原子力災害対策指針や関連文書を継続的に改善する。
- ・緊急時において適切なタイミングで防護措置が実施されるように、緊急時活動レベルについて施設の特性を踏まえて見直しを検討する。また、施設のリスクを適切に踏まえた冷却告示の運用となるよう、その見直しを検討する。
- ・原子力災害時における住民の被ばく線量の推定について、東京電力福島第一原子力発電所事故での経験を踏まえ、推定の方法や必要な情報等の整理、実用的な推定手段の検討を進める。

(4) より強靱で機動的なモニタリング体制を構築し、原子力施設周辺を始めとする全国の放射線に関する状況を国民に分かりやすく情報提供する。

(施策目標)

- ・関係道府県と連携し、平時及び緊急時における原子力施設周辺の放射線モニタリング体制の整備を行うとともに、分かりやすい測定結果の情報発信を実現する。
- ・先進的モニタリングシステム構想を推進することで、新規技術・知見を積極的に活用し、強靱で機動的な放射線モニタリング体制を構築する。
- ・環境放射線モニタリングプラットフォーム（仮称）に関係道府県が維持管理している環境放射線モニタリングシステム等の集約・効率化を進め、放射線に関する状況の情報提供の環境を維持する。
- ・放射線測定・分析に関する規程等の整備や緊急時モニタリングに係る訓練・研修による人材育成を通じて、平時及び緊急時におけるモニタリング体制を強化する。
- ・国外で発生する原子力事象への対応を念頭に、47都道府県で環境中の放射線及び放射性物質の水準に係るモニタリングを実施し、平時及び事象発生時に的確な情報発信を行う。
- ・原子力艦寄港地において、モニタリング体制整備を進めるとともに、平時（原子力艦寄港時を含む。）及び緊急時においてモニタリングを実施し、測定結果に関する情報発信を行う。

第4 結び

原子力規制委員会は、この中期目標に基づいて業務を計画的に実施し、「人と環境を守る」という組織の任務を果たす。また、第3期中期目標期間の終期においては、その達成状況等について評価を行い、次の中期目標に反映する取組を新たに開始することとする。